

訪問看護、介護予防訪問看護 重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	公益社団法人 地域医療振興協会 おおい町保健・医療・福祉総合施設
代表者名	施設長 白崎 信二
所在地・連絡先	(所在地) 〒919-2111 福井県大飯郡おおい町本郷92-51-1 (電話) 0770-77-2753 (FAX) 0770-77-2276

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	公益社団法人 地域医療振興協会 おおい町保健・医療・福祉総合施設 診療所
所在地・連絡先	(所在地) 〒919-2111 福井県大飯郡おおい町本郷92-51-1 (電話) 0770-77-2753 (FAX) 0770-77-2276
事業所番号	1812314175
管理者の氏名	施設長 白崎 信二

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の内容等
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			訪問看護指示書作成等
看護職員(看護師)	14		10		4	訪問看護実施

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	おおい町（大飯地区のみ）
------------	--------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間

営業日	平日	土曜日
営業時間	8:30~17:00	8:30~12:00

※ 営業しない日： 日曜日・祝日・12月29日～1月3日

3 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
1 訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
2 訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ ターミナルケア ⑥ 認知症患者の看護 ⑦ 療養生活や介護方法の指導 ⑧ カテーテル等の管理 ⑨ その他医師の指示による医療処置

■ 訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）の作成及び評価等

担当の看護職員等が、主治医の指示及び居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

4 費用

介護保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合（負担割合証に記載）に応じた負担額となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。

【料 金 表】

■訪問看護（地域区分 1単位：10円）

サービス提供時間		サービス 単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
看護師 による 場合	20分未満	266単位	2,660円	266円	532円	798円
	20分以上 30分未満	399単位	3,990円	399円	798円	1,197円
	30分以上 1時間未満	574単位	5,740円	574円	1,148円	1,722円
	1時間以上 1時間30分未満	844単位	8,440円	844円	1,688円	2,532円

■介護予防訪問看護（地域区分 1単位：10円）

サービス提供時間		サービス 単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
看護師 による 場合	20分未満	256単位	2,560円	256円	512円	768円
	20分以上 30分未満	382単位	3,820円	382円	764円	1,146円
	30分以上 1時間未満	553単位	5,530円	553円	1,106円	1,659円
	1時間以上 1時間30分未満	814単位	8,140円	814円	1,628円	2,442円

■訪問看護加算・減算項目

夜間・早朝加算	所定単位数の25%を加算
深夜加算	所定単位数の50%を加算
中山間地域等小規模事業所加算	所定単位数の10%を加算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%を減算
業務継続計画未策定減算（2025年4月1日より）	所定単位数の1%を減算
同一建物減算 1	所定単位数の10%を減算
同一建物減算 2	所定単位数の15%を減算

加算項目		サービス 単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
複数名 訪問 加算(Ⅰ)	30分未満	254単位	2,540円	254円	508円	762円
	30分以上	402単位	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名 訪問 加算(Ⅱ)	30分未満	201単位	2,010円	201円	402円	603円
	30分以上	317単位	3,170円	317円	634円	951円
長時間訪問加算		300単位	3,000円	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算Ⅰ		325単位	3,250円	325円	650円	975円
緊急時訪問看護加算Ⅱ		315単位	3,150円	315円	630円	945円
特別管理加算Ⅰ		500単位	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ		250単位	2,500円	250円	500円	750円
ターミナルケア加算		2500単位	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
初回加算Ⅰ		350単位	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算Ⅱ		300単位	3,000円	300円	600円	900円
看護・介護職員連携強化加算		250単位	2,500円	250円	500円	750円

■介護予防訪問看護加算項目

夜間・早朝加算	所定単位数の25%を加算
深夜加算	所定単位数の50%を加算
中山間地域等小規模事業所加算	所定単位数の10%を加算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%を減算
業務継続計画未策定減算(2025年4月1日より)	所定単位数の1%を減算
同一建物減算1	所定単位数の10%を減算
同一建物減算2	所定単位数の15%を減算

加算項目		サービス 単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
複数名 訪問 加算(Ⅰ)	30分未満	254単位	2,540円	254円	508円	762円
	30分以上	402単位	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名 訪問 加算(Ⅱ)	30分未満	201単位	2,010円	201円	402円	603円
	30分以上	317単位	3,170円	317円	634円	951円

長時間訪問加算	300単位	3,000円	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算Ⅰ	325単位	3,250円	325円	650円	975円
緊急時訪問看護加算Ⅱ	315単位	3,150円	315円	630円	945円
特別管理加算Ⅰ	500単位	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	250単位	2,500円	250円	500円	750円
初回加算Ⅰ	350単位	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算Ⅱ	300単位	3,000円	300円	600円	900円

- ※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

【加算・減算要件】

○夜間・早朝・深夜加算 1回につき

夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）、深夜（22時～翌朝6時）に訪問看護を行った場合

○中山間地域等小規模事業所加算 1回につき

サービスを提供する訪問看護事業所が、厚生労働大臣が定める地域（※1）にあり、1月当たりの延訪問回数（前年の平均延訪問回数）が100回以下の事業所である場合に、利用者様の同意を得て加算します。なお、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。

※1 おおい町は対象の地域になっています。

○高齢者虐待防止措置未実施減算 1回につき

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

○業務継続計画未策定減算 1回につき

感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対するサービスの提供を継続的に実施するため、あるいは非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していない場合、また業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合

○同一建物減算1 1回につき

同一敷地内建物等に居住する利用者様（同一建物減算2の対象者を除く）又は1月当たりの利用者様が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者様に対して、訪問看護を行った場合

○同一建物減算2 1回につき

1月当たりの利用者様が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者様に対して訪問看護を行った場合

○複数名訪問加算（Ⅰ） 1回につき

利用者様の身体的理由等で1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合に、複数の看護師等が同時に訪問看護を行った場合

○複数名訪問加算（Ⅱ） 1回につき

利用者様の身体的理由等で1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合に、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行った場合

○長時間訪問加算 1回につき

特別な管理を必要とする利用者様（別に厚生労働大臣が定める状態（※3）にあるもの）に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合

※3 厚生労働大臣が定める状態

- イ 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ロ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ニ 真皮を超える褥瘡の状態
- ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

○緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 1月につき

1. 利用者様の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時の訪問を必要に応じて行う体制にある場合
2. 利用者様またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にある場合。
3. 緊急訪問時における、看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合

○緊急時訪問看護加算（Ⅱ） 1月につき

（Ⅰ）の1、2に該当するものである場合

○特別管理加算（Ⅰ） 1月につき

特別な管理を必要とする利用者様に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に、厚生労働大臣が定める区分に応じて加算します。（※3のイの状態）

○特別管理加算（Ⅱ） 1月につき

特別な管理を必要とする利用者様に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に、厚生労働大臣が定める区分に応じて加算します。（※3のロ・ハ・ニ・ホの状態）

○ターミナルケア加算 死亡月に1回

在宅で死亡した利用者様に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上（末期の悪性腫瘍、その他別に厚生労働大臣が定める状態（※4）にあるものは1日以上）ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

※4 厚生労働大臣が定める状態

イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ 急性増悪その他当該利用者様の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

○初回加算（Ⅰ） 初回に1回

新規に訪問看護計画書を作成した利用者様に対して、病院等から退院した日に初回の訪問を行った場合。

○初回加算（Ⅱ） 初回に1回

新規に訪問看護計画書を作成した利用者様に対して、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合。

○看護・介護職員連携強化加算 1月につき

訪問介護員等に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに訪問介護員等と同行し、業務の実施状況を確認した場合、又は安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合

■交通費

大飯地区にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問1回につき次の交通費をいただきます。

名田庄地区	220円
その他	330円

■その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

■利用料等のお支払方法

毎月、10日頃に前月分の請求をいたしますので、末日までに下記口座に振り込み頂くか、診療所窓口でお支払ください。

小浜信用金庫 大飯支店 普通預金口座（口座番号0119336） 口座名義 シャチキリョウシコウキョウカイイナチヨウホケンリョウフクシソウゴウセツ シヅチヨウリヒデキ 公益社団法人 地域医療振興協会 おおい町保健・医療・福祉総合施設 施設長 白崎 信二
--

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

利用者様が要介護または要支援状態となった場合においても、可能な限り居宅において、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援するとともに、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(2) 運営方針

1. 利用者様の介護状態の軽減もしくは悪化の防止を目的とし、目標を設定し、計画的に行うものとする。
2. 利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
3. 事業に当たっては、市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者	看護師長 吉田 由紀子
	受付時間	9:00～17:00 (土日祝除く)
	電話	0770-77-2753
	FAX	0770-77-2276

下記の機関でも相談ができます。

おい町 地域包括支援センター	電話 0770-77-2770
福井県国民健康保険団体連合会	電話 0776-57-1611

(2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- 担当者不在時は、基本的対処については誰でも対応できるようにするとともに、その後担当者に必ず引き継ぐ。
- 苦情発生時、担当者は直ちに施設内にて報告をし、利用者様・ご家族等に連絡を取り詳細内容を伺う。
- 今後の対応について検討し、利用者様・ご家族様に謝罪するとともに、対応策の説明を行う。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、および市町村に報告を行います。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

- ※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- ※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	()
	住所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院(診療所)名	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護（介護予防訪問看護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

年月日： 令和 年 月 日

事業者	所在地	〒919-2111 福井県大飯郡おおい町本郷 92-51-1
	事業者（法人）名	公益社団法人 地域医療振興協会 おおい町保健・医療・福祉総合施設 診療所
	事業所番号	1 8 1 2 3 1 4 1 7 5
	代表者名	施設長 白崎 信二 ㊞

説明者	職名	看護師
	氏名	㊞

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

年月日： 令和 年 月 日

利用者本人	住所	
	氏名	㊞

(署名・法定)代理人 (続柄)	住所	
	氏名	㊞